

定 款

第1章 総 則

第1条 当会社は丸善株式会社と称し Maruzen Company, Limited と英訳する

第2条 当会社は次の業務を営むことを目的とする

1. 百貨の陳列販売業
2. 計量器、測量器械、測定器械器具等の販売業
3. 煙草、医薬品、酒類等の販売業
4. 図書、雑誌の出版業
5. 事務用機器、インキ、万年筆の製造業
6. 化粧品、工業薬品の製造販売
7. 写真業、貸室業、飲食営業、古物売買業
8. 前記各号に掲ぐる商品の輸出入業及び御売業
9. 以上各号に付帯する一切の業務

第3条 当会社は本店を東京都中央区に置く

第4条 当会社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する

第2章 株 式

第5条 当会社の発行する株式の総数は 9,600 万株としすべて額面株式とする

第6条 当会社の発行する額面株式の1株の金額は 50 円とする

第7条 当会社の発行する株式はすべて記名式で株式の種類は 1 株券、10 株券、50 株券、100 株券、500 株券及び 1,000 株券の6種とする

第8条 当会社の株式の名義書換、買権登録、株式の再発行その他株式に関する取扱については取締役会の定める「株式取扱規定」による

第9条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く

名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する 当会社の株主名簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、買権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の交付、届出の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当会社においてこれを取扱わない

第10条 株主及び登録買権者又はその法定代理人はその氏名、住所及び印鑑を当会社の名義書換代理人に届け出なければならぬ、これを変更したときも亦同様である

第11条 株主、株主名簿に記載された買権者又はその法定代理

人であつて日本国内に住所又は居所を有しないものは日本国内に住所を設け又は日本国内に住所若しくは居所を有する代理人を定めこれを当会社の名義書換代理人に届け出なければならぬ。その変更があつたときも亦同様である。

第 12 条 当会社は毎年 2 月 1 日及び 8 月 1 日から各定時株主総会の終結の日迄株主名簿の記載の変更を停止する。但し必要ある場合には取締役会の決議により予め公告して臨時にこれを停止することができる。

第 3 章 株主総会

第 13 条 定時株主総会は毎年 3 月及び 9 月に開催し臨時株主総会は必要がある場合に開催する。

第 14 条 株主総会の議長は社長これに当り社長事故あるときは予め取締役会の定めるところにより他の取締役これに代る。

第 15 条 総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数によつて決する。

第 16 条 株主は他の株主に委任してその議決権を行使することができる。但し代理人は委任状を会社に提出しなければならぬ。

第 17 条 総会の議事の経過の要領及びその結果はそれを議事録に記載して議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条 当会社に取締役 15 名以内を置く。

第 19 条 取締役は株主総会において選任する。

取締役の選任決議は発行済株式総数の 3 分の 1 以上に当る株式を有する株主が出席し其の議決権の過半数を以てこれを為し累積投票によらない。

第 20 条 取締役の任期は 2 年とする。但しその任期中の最終の決算期に関する定時総会の終了前にその任期が満了するときはその定時総会まで任期を延長しその定時総会終了後に任期が残るときはその定時総会までに任期を短縮する。

第 21 条 取締役会は特に法令又は定款に定める事項の外当会社の重要な業務執行を決定する。

第 22 条 会社を代表すべき取締役（代表取締役）は取締役会の決議を以て定める。

取締役会は取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役 1 名、常務取締役若干名を定めることができる。

第 23 条 取締役会は取締役会規則に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集しその通知は会日の 3 日前迄に発する。但し緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数を以てこれを決する

第 24 条 取締役の報酬及び退職取締役の慰労金は株主総会においてこれを定める

第 5 章 監査役

第 25 条 当会社は監査役 3 名以内を置く

第 26 条 監査役は株主総会において選任する

第 27 条 監査役の任期は 1 ヶ年とする

第 28 条 第 20 条但書及び第 24 条の規定は監査役にこれを準用する

第 6 章 計 算

第 29 条 当会社の営業年度は 1 ヶ年を 2 期に分け毎年 2 月 1 日より 7 月 31 日迄を前期、8 月 1 日より 1 月 31 日迄を後期とし各期の末日に決算を行う

第 30 条 当会社の株主配当金は毎決算期の最終の株主名簿によつて支払う

株主配当金は株主等が当会社に届け出た場所において会社が支払の提供をなしたにかかわらずこれを受領しないときはその時から満 3 年の経過により当会社に帰属する

(昭和 44 年 3 月 25 日)

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 当会社は丸善株式会社と称し Muruzen Company, Limited と英訳する

第 2 条 当会社は次の業務を営むことを目的とする

1. 百貨の陳列販売業
2. 計量器、測量器械、測定器械器具等の販売業
3. 煙草、医薬品、酒類等の販売業
4. 図書、雑誌の出版業
5. 電子精密機器、事務用機器、視聴覚機器、インキ、万年筆の製造業
6. 電子精密機器、視聴覚機器、鋼製家具、屋内造作等の設置に伴う工事請負業
7. 電子精密機器、事務用機器、視聴覚機器、鋼製家具等の動産の賃貸業
8. 化粧品、工業薬品の製造販売
9. 写真業、貸室業、飲食営業、古物売買業
10. 前記各号に掲げる商品の輸出入業及び卸売業

11. 以上各号に付帯する一切の業務

第3条 当会社は本店を東京都中央区に置く

第4条 当会社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する

第2章 株式

第5条 当会社の発行する株式の総数は9,600万株としすべて額面株式とする

第6条 当会社の発行する額面株式の1株の金額は50円とする

第7条 当会社の発行する株式はすべて記名式で株式の種類は1株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券及び10,000株券の7種とする 但し必要に応じ100株未満の株数を表示した株券を発行することができる

第8条 当会社の株式の名義書換、質権登録、株券の再発行その他株式に関する取扱については取締役会の定める「株式取扱規程」による

第9条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く

名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する 当会社の株主名簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の交付、届出の受理等株

式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当会社においてこれを取扱わない

第10条 株主及び登録質権者又はその法定代理人はその氏名、住所及び印鑑を当会社の名義書換代理人に届け出なければならぬ これを変更したときも亦同様である

第11条 株主、株主名簿に記載された質権者又はその法定代理人であって日本国内に住所又居所を有しないものは日本国内に仮住所を設け又は日本国内に住所若しくは居所を有する代理人を定めこれを当会社の名義書換代理人に届け出なければならぬ 其の変更があったときも亦同様である

第12条 当会社は毎年8月1日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する
前項のほか第32条による中間配当を受ける者を確定するためその他必要があるときは取締役会の決議により予め公告して臨時にこれを停止することができる

第3章 株主総会

第13条 定時株主総会は毎年10月に招集し臨時株主総会は必要ある場合に招集する

第14条 株主総会の議長は社長これに当り社長事故あるときは予め取締役会の定めるところにより他の取締役これに代る

第 15 条 総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数によって決する

第 16 条 株主は他の株主に委任してその議決権を行使することができる 但し代理人は委任状を会社に提出しなければならぬ

第 17 条 総会の議事の経過の要領及びその結果はそれを議事録に記載して議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条 当会社に取り締役 15 名以内を置く

第 19 条 取締役は株主総会において選任する

取締役の選任決議は発行済株式総数の 3 分の 1 以上に当る株式を有する株主が出席しその議決権の過半数を以てこれを行なう
取締役の選任決議は累積投票によらないものとする

第 20 条 取締役の任期は就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする

第 21 条 取締役会は特に法令又は定款に定める事項の外当会社の重要な業務執行を決定する

第 22 条 会社を代表すべき取締役（代表取締役）は取締役の決議を以て定める

取締役会は取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役 1 名、常務取締役若干名を定めることができる

第 23 条 取締役会は取締役会規則に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集しその通知は会日の 3 日前迄に発する 但し緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる

取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数を以てこれを決する

第 24 条 取締役の報酬及び退職取締役の慰労金は株主総会においてこれを定める

第 5 章 監査役

第 25 条 当会社は監査役 3 名以内を置く

第 26 条 監査役は株主総会において選任する

第 27 条 監査役の任期は就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期が満了すべき時までとする

第 28 条 監査役の選任決議は発行済株式総数の 3 分の 1 以上に当る株式を有する株主が出席しその議決権の過半数を以てこれを行なう

第 29 条 監査役の報酬及び退職監査役の慰労金は株主総会にお

あったものとみなして支払うものとする

いてこれを定める

(昭和 53 年 10 月 28 日)

第 6 章 計 算

第 30 条 当会社の営業年度は毎年 8 月 1 日より翌年 7 月 31 日
までとし毎営業年度末に決算を行なう

第 31 条 当会社の利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿記載
の株主または登録買権者に対し支払う

第 32 条 当会社は取締役会の決議により 1 月 31 日の最終の株
主名簿に記載された株主または登録買権者に対し商法第 293 条
の 5 の規定に従い金銭の分配 (中間配当という) をすることが
できる

第 33 条 第 31 条の利益配当金並びに前条の中間配当金は株
主等が当会社に届け出た場所において会社が支払の提供をな
したにもかかわらずこれを受領しないときは提供の日から満
3 年の経過により当会社は支払の義務をまぬがれるものとす
る

第 34 条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の
利益配当金または中間配当金は、転換の請求が 8 月 1 日から翌
年 1 月 31 日までになされたときは 8 月 1 日に、2 月 1 日から
7 月 31 日までになされたときは 2 月 1 日に、それぞれ転換が